

議事日程（第2号）

令和7年9月8日（月曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第2号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 令和6年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	今井竜生	総務課長	伊藤秀人
総務課課長	神戸正紀	村民福祉課長	安江真紀子
村民福祉課課長	桂川のぞみ	村民福祉課課長	安江由次
産業建設課長	今井信和	産業建設課課長	辻普穏
教育課長補佐	今井宣之	診療所事務局長	若井純
会計管理者	田口こず江	監査委員	安江裕尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 河田 孝

午前9時33分 開議

◎開議の宣告

○議長（安江健二君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江健二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番 安保泰男君、4番 今井美和君を指名します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第2、認定第1号 令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、
認定第7号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7
件を決算認定関連として一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。よろしくお願いします。

午前9時34分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程中の認定第1号から認定第7号までの7件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

これから賛成討論を行います。

令和6年度一般会計並びに特別会計4会計及び事業会計2会計の決算認定に当たり、賛成の立場から意見を申し上げます。

財源確保にも工夫が見られ、村民の大切な財産を節約するとともに、県や国が掲げる方針をうまく村政に取り入れることにも大きく役立っているものと思われます。

中でも、ふるさと思いやり基金指定寄附金の大幅な増加には目を見張るものがあります。財源確保という結果だけではなく、村の資産の魅力を内外に広く宣伝することにも大きく役立っていたものと評価します。

人口の減少と反比例するように、以前に整備されてきたインフラが次々と更新を迎えてきている昨今です。今回の決算の中でも、十分とは言えない財源をうまく活用しつつ、住民に不便が及ばないよう、しっかりと更新事業を推進されていることが分かります。

今回の決算全体を通して気になる点があります。

決算報告の多くが、予定とされている事業が無事に完了したという点に集中しており、期待されていた効果が達成できたという報告が少ないように思われる点です。決算結果を参考に予算の在り方を検討する必要性があるのか、もしくは予算に対して効率的な事業展開がなされていたのか、いま一度見直すきっかけになってもらうことを期待します。

資産管理において、法的、民主的な処理が曖昧な点が見受けられたことは、村民の大切な財産を管理する責任、行政が持つ平等性を担保する上においても、今後、より慎重な処理をしてもらうことを希望しつつ、令和6年度の決算認定の賛成討論といたします。

○議長（安江健二君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括して採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、認定第1号 令和6年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定をされました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江健二君）

日程第9、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 樋口春市君。

○議会運営委員長（樋口春市君）

東白川村議会議長 安江健二様。令和7年9月8日、議会運営委員会委員長 樋口春市。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定をいたしました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をしました。

◎閉会の宣告

○議長（安江健二君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了をいたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員